

東淀川区創設 100 周年記念事業実行委員会 会則

（設置）

第 1 条 令和 7 年 4 月 1 日に東淀川区が創設 100 周年を迎えるにあたり、周年記念事業を実施することを目的に、東淀川区創設 100 周年記念事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）を令和 6 年 9 月 3 日に設置し、所在地を大阪市東淀川区豊新 2 丁目 1 番 4 号とする。

（所掌事務）

第 2 条 実行委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- （１）区創設 100 周年に関する記念事業を企画検討し、実施すること。
- （２）その他前号に関連すること。

（組織）

第 3 条 実行委員会は、別表に掲げる各種団体代表者によって組織する。

2 実行委員会の運営を円滑にするため、役員会を設置する。

3 役員会は次条第 1 号から第 4 号の役員により組織する。

（役員）

第 4 条 実行委員会に、次の役員を置く。

- （１）委員長 1 名
- （２）副委員長 若干名
- （３）会計 若干名
- （４）会計監査 2 名

（委員の加入）

第 5 条 本実行委員会の趣旨に賛同し、活動に積極的に参加する意志のある東淀川区内団体代表者を委員として迎え入れる。

2 実行委員会設置後に加入を希望する者は、所定の参画申込書を提出し、実行委員会の承認を受けるものとする。

（委員の脱退）

第 6 条 委員は、所定の脱退届を提出することで、本実行委員会を脱退することができる。

2 委員は、本実行委員会の名誉を著しく傷つける行為をした場合、又は活動に支障をきたす行為が認められた場合には、実行委員会において構成員の 2 分の 1 以上の決議を経て除名することができる。

(職務)

第7条 委員は、本会則に定める事務を処理する。

2 委員長は、実行委員会を代表し、事務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を代行する。

4 会計は実行委員会の経費のうち、協賛金の支弁や収支に関する事務を行う。

5 会計監査は、実行委員会の会計を監査する。ただし、区政推進基金・区役所予算を除く。

(役員を選出)

第8条 委員長は委員の互選とし、副委員長、会計は委員長の指名により選任する。

2 会計監査は委員の互選とする。

(実行委員会等)

第9条 実行委員会及び役員会は、委員長が招集する。

2 委員長が必要と認めるときは、委員以外のものに実行委員会または役員会への出席を求めることができる。

(委員の任期)

第10条 委員の任期は、令和8年3月31日までとする。

(参与)

第11条 本会に参与を置く。

2 参与は区長をもって充てる。

3 参与は会務に参与することができる。

(経理)

第12条 本会の事業に関する経費は、協賛金・区政推進基金・区役所予算をもって充てる。

2 経費のうち、協賛金の管理は会計が行い、区政推進基金・区役所予算の管理は区役所が行う。

(事業計画及び収支予算)

第13条 事業計画及び収支予算は、実行委員会で構成員の2分の1以上の決議を経て承認されなければならない。

(事業報告及び収支決算)

第 14 条 事業報告及び収支決算は、委員長が会計監査の監査を経て、役員会の決議を得て作成し、実行委員会に報告する。

(事業期間)

第 15 条 実行委員会の事業は令和 8 年 3 月 31 日までとする。

(残余財産の処分)

第 16 条 実行委員会の解散に伴う残余財産は、役員会の構成員の 3 分の 2 以上の議決を経て、処分するものとする。

(事務局)

第 17 条 実行委員会の事務を処理するため、東淀川区役所に事務局を置く。

2 事務局は東淀川区役所職員をもって充てる。

3 事務局は本会の会議運営、事業実施に係る事務を行う。

4 事務局は、協賛金によらない事業経費の支弁や収支に関する事務を行う。

(補則)

第 18 条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営等に必要な事項は、実行委員会の議決を経て、委員長が別に定める。

附 則

1 本会則は、令和 6 年 9 月 3 日から施行する。

2 本会則は、実行委員会の解散をもって、その効力を失う。